



民生委員・児童委員 協力員の手引き

東近江市
東近江市民生委員児童委員協議会





目次

1. 協力員とは
2. 活動内容例
3. 活動の境界線
4. 委嘱までの流れ
5. 個人情報保護（守秘義務）
6. 活動に際して
7. よくあるご質問（Q&A）
8. 留意事項と連絡先

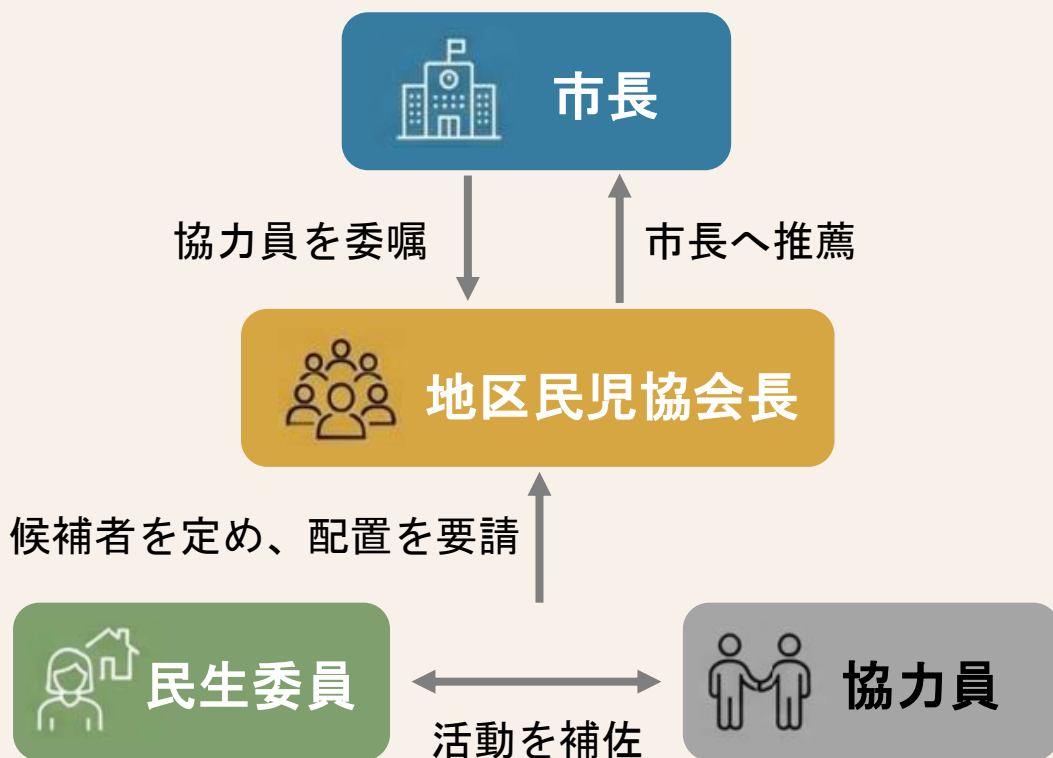
付録 東近江市民生委員・児童員協力員設置要領
様式第1号 民生委員児童委員協力員推薦書
様式第2号 誓約書



1. 協力員とは

民生委員・児童委員協力員（以下、協力員）は、民生委員・児童委員（以下、民生委員）の指示・指導のもとで活動を補佐する「活動上のパートナー」です。

制度の仕組みと基本的な考え方



🍀ポイント

- ・活動の中心は、あくまで**民生委員**です。協力員は民生委員が円滑に行えるように補佐する役割です。
- ・民生委員と協力員の**相互の連携**が最も重要です。

2. 活動内容例



地域住民からの相談を受け、民生委員へ報告・連絡をします。

相談対応は原則、民生委員が行います。相談ごとがあることを聞いた際は「民生委員さんに伝えますね」等、安心してもらえるよう声掛けをし、民生委員へすぐに報告してください。



見守り対象者に対して安否確認や声掛けを行います。

初回は民生委員と同行訪問して顔つなぎをしてもらうなど、対象者の方が安心して声掛けを受け入れられるよう、相談しながら対応してください。



敬老会や地域のサロン活動など、地域イベントに参加・協力します。

具体的にどのような活動に協力が必要となるか、担当民生委員と相談して決めてください。



いずれの活動も、**民生委員への報告・連絡・相談は必須です**。なお、毎月の活動内容を活動報告書に記入して担当民生委員へ提出が必要です。

3. 活動の境界線

民生委員が担う専門的な役割

以下の活動は協力員が取り扱うことはできません。
もし依頼された場合は、お断りください。



金銭の取り扱い

(例) 歳末たすけあい運動のお金



専門的な意見書の作成

(例) 児童扶養手当の生計同一証明

4. 委嘱までの流れ



協力員が必要と感じた民生委員が候補者を選び、地区民児協会長へ配置を要請します。



地区民児協会長が、配置の必要性和候補者が適格要件（人格、地域の実情、秘密保持など）を満たしているか判断します。



適格と判断した場合、地区民児協会長が「協力員推薦書」などの必要書類一式を市担当課に提出します。委嘱月は毎年4月・7月・10月・1月です。委嘱希望月の1カ月前を目安に提出してください。



市長が協力員を委嘱し、委嘱状が交付されます。具体的な活動については、担当民生委員と相談して進めてください。

5. 個人情報の保護（守秘義務）

協力員は民生委員と同様に守秘義務が課せられます。万一の情報漏洩は制度全体の信用を損ないますので、以下の項目に注意して個人情報が洩れないよう、細心の注意をお願いします。



必ず本人の同意を得る

対象者の相談への対応のため民生委員や他機関と共有する必要がある場合は必ず本人の同意を得てください。



話す場所を選ぶ

第三者が居る場所では、支援対象者の実名を出して話すことは絶対に避けてください。



不要な情報は確実に破棄する

対象者の話を聞き取った際のメモなど、不要になった個人情報が書かれた紙はシュレッダーにかけるなど確実に破棄してください。

6. 活動に際して



活動費の支給

実費弁償相当額として、月額1,000円を支給します。支払いは年1回、協力員個人の口座に振り込みます。（年度単位）



保険

市が加入する、市民総合賠償補償保険の対象事業です。保険料の個人負担金はありません。

事故発生時は速やかに担当課まで御連絡ください。

対象：活動中の予期せぬ事故などにより入院や通院を伴う怪我をした場合等



7. よくあるご質問 (Q&A)

Q.協力員は次期の民生委員候補者になりますか。

A.協力員制度は民生委員の後継者育成を直接の目的とするものではありません。

Q.対象者から個別の相談を受けたらどうしたら良いですか。

A.まずは相手の話を傾聴してください。その上で「民生委員に報告して一緒に対応を考えます」等伝え、早急に担当の民生委員に報告・引継ぎをしてください。協力員が一人で判断・対応せず複数で対応しましょう。

Q.民生委員の家族も協力員になれますか。

A.協力員は「アンテナ役」ですので、同一世帯からは選出いただけません。（内規により）




複数自治会担当の委員で、民生委員の居住する自治会以外の自治会に住む親族に協力員を依頼する等があれば、個別に御相談ください。

活動中にわからないことや困ったことなどが出てきた場合は、ひとりで抱え込まず、民生委員か市に相談してください。



8. 留意事項と連絡先

【留意事項】

-  活動中は、「東近江市民生委員・児童委員協力員証」を携帯してください。
-  対象者の銀行手続きや支払い代行など、金品に関わる行為は行わないでください。そのような相談があった場合は、必ず担当民生委員か市担当課に相談してください。
-  判断に迷う場合は、その場で対処せず、担当民生委員に相談してください。

【連絡先】

東近江市福祉部福祉政策課

電話：0748 - 24 - 5512 I P：050 - 5801 - 0945

各支所福祉窓口

永源寺：0748 - 27 - 1121 五個荘：0748 - 48 - 3111

愛 東：0749 - 46 - 0211 湖 東：0749 - 45 - 0511

能登川：0748 - 42 - 1331 蒲 生：0748 - 55 - 1161

東近江市社会福祉協議会（地域福祉課）

市民児協事務局

電話：0748 - 20 - 0555 I P：050 - 5801 - 1125

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員・児童委員(主任児童委員を除く。以下「民生委員」という。)が社会奉仕の精神に基づき取り組む民生委員活動において、民生委員の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図るため、その活動を補佐する東近江市民生委員・児童委員協力員(以下「協力員」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 協力員は、民生委員と連携し、その指示及び指導の下に、次に掲げる職務を行い、民生委員の活動を補佐するものとする。

- (1) 担当地区内の住民又は世帯の困りごとに関する情報を民生委員に連絡すること。
- (2) 民生委員が行う見守り活動を補佐し、及び協力すること。
- (3) 協力員の活動の内容に係る報告書を作成し、担当地区の民生委員に提出すること。

2 協力員は、市長、民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条第1項の規定に基づき組織する市内各地区の民生委員児童委員協議会の会長(以下「地区民児協会長」という。)及び担当地区の民生委員の指揮監督を受けるものとする。

(配置基準)

第3条 協力員は、民生委員1人につき最大3人まで置くことができる。

(推薦)

第4条 民生委員は、民生委員活動を行うに当たり、協力員を必要とするときは、原則として当該民生委員が担当する地区内に居住する者の中から協力員候補者を選び、地区民児協会長に対し、協力員の設置を要請することができる。

2 前項の規定により協力員の設置の要請を受けた地区民児協会長は、当該要請を行った民生委員の活動状況を勘案し、協力員の設置を必要と判断し、かつ、協力員候補者が次条に規定する協力員の適格要件に照らし適格であると判断したときは、市長に対し、民生委員・児童委員協力員推薦書(様式第1号)及び当該推薦書に記載された添付書類を提出することにより当該協力員候補者を協力員として推薦するものとする。

(適格要件)

第5条 協力員の適格要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) 協力員の設置の要請があった地区に居住しており、その地区の実情をよく把握しているだけでなく、地区の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者

(委嘱)

第6条 協力員は、第4条第2項の規定による地区民児協会長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(義務)

第7条 協力員は、第2条第1項に規定する職務の遂行に当たっては、民生委員法第15条及び第16条に定める義務に準じた義務を負う。

2 協力員は、市長、地区民児協会長又は民生委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

3 協力員は、前2項を遵守する旨の誓約書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(任期)

第8条 協力員の任期は、年度を単位として市長が決定する。

2 協力員の再任は妨げない。

(活動費等)

第9条 市長は、協力員に活動実費弁償として年額1万2,000円を支給するものとする。ただし、在職期間が1年に満たない協力員に対する支給額は、在職した月数に1,000円を乗じて得た額とし、その算定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 委嘱日が月の初日である協力員に対する活動費は、当該委嘱日の属する月から算定する。
- (2) 委嘱日が月の初日でない協力員に対する活動費は、当該委嘱日の属する月の翌月から算定する。
- (3) 退任又は死亡した協力員の活動費は、当該退任又は死亡した日の属する月まで算定する。

2 市長は、当該年度の協力員の活動費は、翌年度の5月末日までに支給するものとする。

(解嘱)

第10条 協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、地区民児協会長の具申に基づき、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 職務を怠り、義務に違反した場合
- (3) 協力員としてふさわしくない非行のあった場合
- (4) その他市長が協力員としてふさわしくないと認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、市長は、協力員から民生委員・児童委員協力員辞任届(様式第3号)が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力員の設置及び運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

東近江市長 様

地区民生委員児童委員協議会

会長

電話番号

東近江市民生委員協力員推薦書

当地区民生委員児童委員協議会の以下の民生委員児童委員は、民生委員協力員の設置を必要としており、かつ候補者は適格であると認められるので、推薦します。

設置要請者（民生委員児童委員）

ふりがな		住所	
氏名			
担当地域		電話番号	
委嘱年月日		担当世帯数	
活動状況、必要な理由等			

民生委員協力員候補者（委嘱希望年月 年 月）

ふりがな		住所	
氏名			
生年月日	年 月 日		
年齢		電話番号	
職業	民生委員 経験歴	有 ・ 無	民生委員 と同居 はい・いいえ
推薦理由			

添付書類 誓約書（様式第2号）、口座振込依頼書

東近江市長 様

誓 約 書

東近江市民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをしません。

活動上の地位を、宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。

市長、地区民児協会長及び民生委員児童委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしません。また、その職を退いた後も同様に漏らしません。

上記について遵守することを誓います。

年 月 日

氏名（自署） _____



令和 8 年 2 月 1 日初版

東近江市福祉部福祉政策課

東近江市民生委員児童委員協議会

社会福祉法人
東近江市社会福祉協議会